



津市告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町及び字の区域を変更する。

なお、この処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成28年1月19日

津市長 前 葉 泰 幸



1 津市川方町字中通りに編入する区域

津市川方町字城ノ越161、161の1の一部、162の一部、163、164、165から167までの各一部、169から171までの各一部、172、173の一部、174の一部、175から186まで、186の1の一部、187、188の1の一部、188の2、189の1、190の1、191の1、192、194から196まで、197の一部、198、199の一部、210の一部、211の一部、315の一部、316の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

2 津市牧町字西馬場山に編入する区域

津市川方町字川原57の1、字中通り96の2の一部

3 津市牧町字前田に編入する区域

津市牧町字池田90、91の1、91の2、92の1、92の3、93から97まで、98の1、98の2、100の1、103の1、104の1、105の1、106の1、106の2、107、108、109の1の一部、112の2の一部、113から115までの各一部、115の2、125の一部、125の2の一部、126の1の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部、新家町字牧境42の3、42の4、43の1から43の4まで、44の1、44の2、45の1、45の2、46の1から46の4まで、47の1、48の1、48の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに宇山之神1854の1に隣接する字牧境の道路である公有地の全部、宇山之神1854の1、1855、字長持古里2101の3、字岸林前2148の3

4 津市牧町字池田に編入する区域

津市牧町字池ノ上147の1、148の1の一部、149、150の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、新家町字牧境96の1、97、97の1、98から100まで、字地蔵畑101から105まで、105の1、106から111まで、111の1、112から116まで、116の1、117、字石畑118、119の一部、119の1の一部、120の一部、121の一部、123の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

5 津市牧町字釜池に編入する区域

津市牧町字池ノ上186の1、187、188の1、189、190、191の1、192の1、192の2、193の1、194の1、195から197まで、198の1、199の1及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、字西馬場山247の1、249の2、251から253まで、254の1、256の1、258の一部、259の2の一部、川方町字荒野4の3、4の4

6 津市新家町字石畑に編入する区域

津市牧町字池ノ上148の1の一部、150の一部、151、152、153の1、154の1、155の1、155の2、156から159まで、159の1、160の1の一部、160の2、161の一部、162の一部、164の一部、165の一部、166の1の一部

7 津市新家町字西川原に編入する区域

津市新家町字石畑135の1の一部、135の2の一部、135の3、136の1の一部、136の2の一部、137の1、137の2の一部、138、138の1、139から144まで、145の1、145の2、146、147、147の1、148から152まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、字浜井場311、312、322の1、323の1及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部、牧町字池ノ上160の1の一部、161の一部、162の一部、163の1、163の2、164の一部、165の一部、166の1の一部、167の1、168、169、169の1、170の1、170の2、171、171の1から171の3まで、172から177まで、178の2、179の1、181の1